

前提となる情報

国際機構は、その設立文書 (constitutive instrument あるいは constituent instrument。「基本文書 basic instrument」と言うこともある) に法的根拠を置く。その文書は、国家間合意たる条約の形式をとるのが通常である。国連であれば、国連憲章が設立文書である。

国際機構の権限は、その設立文書により与えられたものに限られる。これまでに幾つもの例を見てきたように、その権限の中には立法的要素を持つものが含まれることが通例である。

まず、機構の内部事項については、機構自身が立法を行わないと、機構が機能し得ない。明示的に定められている場合 (例、国連憲章 21 条、22 条、29 条、30 条) は当然として、そうでない場合にも黙示的権限が認められることはあり得る。たとえば、国連憲章 97 条以降は職員 (国際公務員) の地位・待遇に関する規則を定める権限について何も語っていないが、そのような規則がなければ事務局が機能するはずもなく、実際には職員規則が定められている ([事務局ページ](#)を一番下までスクロールし、[Staff Regulations and Rules of the United Nations](#) をクリック)。

機構それ自体以外の主体 (典型的には国家) を拘束する規範を定立する権限を有する機構もある。国連安全保障理事会の憲章 41 条・42 条の下での措置がその典型例である。たとえば、[北朝鮮に対する制裁措置](#)は、特定の物品の輸出禁止など、様々な規範を設定している。

課題 1

その他にも、WHO ([WHO 憲章](#) 22 条) ・ ICAO ([シカゴ条約](#) 37 条、54 条 1 項、90 条(a)) ・ OECD ([OECD 条約](#) 5 条(a)) など、「立法」権を有するとされる例はある。ただ、これらを「立法」という語で表現するのは適切でないようにも思われる。どうだろうか。

課題 2

9.11 テロを受けて、国連安全保障理事会は[決議](#) 1373 (2001)を採択した。また、それをさらに詳細化したような決議 1540 (2004)も採択している。これらは、安保理による「立法」の例とされることもある。どのような意味において「立法」なのだろうか。また、安保理が「立法」する権限は何に根拠づけられるのだろうか¹。上記決議 2 つを読みながら考えてみよう。

¹ 詳しくは、村瀬信也 (編)『国連安保理の機能変化』(東信堂、2009 年)。

課題 3

国連憲章 27 条 3 項の規定振りにも拘わらず、常任理事国の 1 つまたは複数が投票において棄権し、しかしながら決議²が採択される、という例は少なくない³。

この実行は、憲章 27 条 3 項の文言には合わない (どうして合わないか、考えてみる)。では、常任理事国の棄権がありながら採択されたこれまでの決議は全て無効なのだろうか。そうではなく、有効に採択されたのだとすれば、27 条 3 項はどう理解すれば良いのだろうか。憲章 27 条 3 項は、改正手続を使わないままに改正されてしまったのだろうか。

国際司法裁判所は、ナミビア勧告的意見 (1971 年) において、そこで問題となった安保理決議について常任理事国の棄権を理由に決議の有効性を争った南アフリカの見解について、次のように述べた。

22. However, the proceedings of the Security Council extending over a long period supply abundant evidence that presidential rulings and the positions taken by members of the Council, in particular its permanent members, have consistently and uniformly interpreted the practice of voluntary abstention by a permanent member as not constituting a bar to the adoption of resolutions. By abstaining, a member does not signify its objection to the approval of what is being proposed; in order to prevent the adoption of a resolution requiring unanimity of the permanent members, a permanent member has only to cast a negative vote. This procedure followed by the Security Council, which has continued unchanged after the amendment in 1965 of Article 27 of the Charter, has been generally accepted by Members of the United Nations and evidences a general practice of that Organization.

この見解は、どのように理解すべきだろうか。なお、勧告的意見全文は[国際司法裁判所サイト](#)で利用でき、この意見に関する日本語解説は判例集に掲載されている。

以上

² 27 条 2 項にいう「手続的事項 procedural matters」に関する決議は除く。

³ その具体例は、国連安保理実行録 (Repertoire of the practice of the Security Council) の [Provisional Rules of Procedure](#) の H. Voting, 3. Abstention, non-participation and absence in relation to Article 27 (3) of the Charter に "voluntary abstention" として掲載されている。